実践編 第八回『村明細帳⑤』

「村差出明細帳 宝暦十辰 月日」

(小川家文書 D-17)

御除奉願上候得ハ重而大御検地之節御除

可被下候由被 仰渡候

切支丹 御制札壱枚

御高札三枚内 鉄炮 御制札壱枚

火付 御制札壱枚

玉川御上水御高札弐枚

是ハ当村上下之橋際ニ町御奉行所様ゟ御建被遊候

御鷹場之事

当村不残尾州様御鷹場二御座候

御上水端萱御年貢金三分銭五百三拾文ツヽ

年々町年寄御役所へ相納申候

当村吞水御上水ゟ分水申請候圦樋水門口

諸事入用自普請二仕候且又此吞水料

金壱両宛長谷川伊左衛門小林茂兵衛方へ相納申候

[解説]

べく) 「奉二願上」」 被二 仰渡二 で (願上げ (仰せ渡され)・「被」遊」 をでまっ り)と読みます。 「可以被以下」 (あそばされ) (下さる

行 は 読文字を覚えよう』参照) 白をつける場合は『平出』 令という間接的な意味で敬意を表していると考えられます。) 「不」残」 です。 『闕字』とい <u>こ</u>の (残らず) 場合 \\ \\ 天子・貴人を記す際敬意を表し上部を空白にする 「仰渡」は貴人名ではあ は下の文字から上に返って読みます。 といいます。 「仰渡」の前一字分空白がありますが、 りませんが、 幕府 (基礎編 から 改行し空 これ 返 慎

す。 川橋」 村の家数で頭割りしていました。享保の改革以降に開発された武蔵野新 自普請、 ています。 田では水料金は免除され、 付近に立てられていました。 小川村の高札は名主家前青梅街道沿 つまり村内 小川村では開発当初から水料金が徴収されてお で賄 V ; 小平市域の新田では 吞水料を年間金一両負担し そして上水 (分水) いと玉川上水に架か 小川村のみ負担し まわ ていたと記され り、 ŋ 金 \mathcal{O} 経費は る 一両を いま 小

また におおがいて「頁」 り省略され 次 に文字を見て 「頼」です。 は 土 「頼」とも近似しています。 いきましょう。 の様になってしまいます。 すれと「奉願上」 が特徴的ですが、この形が典型的なくずし方です。 y 奉」 は頻出語句なので、 烈 の横棒「三」 偏 \mathcal{O} 縦棒が突き出て 「願」も難解です。 人 今後も多数 が 1 カン

からの判断を心がけましょう。 の登場が予想されます。
「得」の行人偏
「
「
イ」はこの形が一般的 くずしが進むと一本棒についた点もなくなってしまうので、

的なくずし方なので覚えておきましょう。 字表記です。 に見えます。 水 「鷹」の字も難解です。 うち「不残」の「不」は平仮名「ふ」に見えますが、 「残」の旁はうやなで表します。また、今回は二種類の 「まだれ」は省略され、 りはとても読みづらいですが、 「なべぶた」の様 典型 漢

